

業務執行会からのお知らせ

3 生都管第 7 0 1 号
令和 3 年 1 0 月 4 日

公益財団法人岐阜県学寮
大西 孝夫 様

東京都知事
小池 百合子

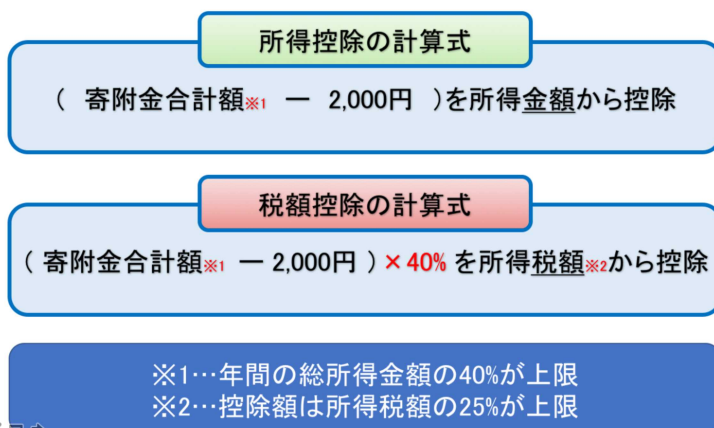
税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和 3 年 1 0 月 4 日から令和 8 年 1 0 月 3 日まで

税率に関係なく税額から直接控除されるため、多くの場合、減税効果が大きくなります。

- ・ 所得控除の場合 寄附金合計額－2,000円を所得から控除
所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得が多く所得税率が高い方に減税効果が大きくなります。
いずれも、寄附金控除が受けられる寄附金合計額の上限は総所得金額の40%です。



(2) 個人住民税

自治体が条例で指定している寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。公益財団法人岐阜県学寮への寄附金は、**学寮の所在する東京都のみが指定している**ので、**東京都にお住まいの方は個人住民税の寄附金税額控除を受けられます**。
東京都公式サイト https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/kojin_ju/shitei_list.pdf
公益法人一覧の307番

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/kojin_ju/shitei_list/PDF/koueki_syadan.pdf

- ・ 個人住民税の控除額 東京都 (寄附金額－2,000円) × 4%

(3) 寄附金控除の手続

寄附金口座への入金を確認したした後、所得控除を受けるための「寄附金税額控除証明書」及び「寄附金受領証」をお送りしますので、寄附金控除を受ける場合は、寄附された翌年に所轄税務署で確定申告をしてください。

年明けの確定申告に間に合うように同証明書を送付できるように、**10月までに寄附**していただくようお願いいたします。

なお、法人が寄附された場合には、法人税計算において損金として算入することができることについては、税理士等にお尋ねください。